



平成 18 年 5 月 25 日

各位

会 社 名 住友石炭鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤崎勝弘
(コード番号 1503 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 谷口信一
T E L 03-5733-9901

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 114 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、定款第 4 条に定める公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、変更を行うものであります。
 - 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 24 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 32 条(取締役会の決議方法)第 2 項を追加するものであります。
 - 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第 43 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
 - 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する変更案第 9 条(単元未満株式についての権利)の規定を新設するものであります。
 - 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法第 309 条第 2 項の規定により、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことが可能となるよう、株主総会の特別決議の定足数を議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上とする旨の規定を変更案第 25 条第 2 項に新設するとともに所要の変更を行うものであります。
- (4) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条第 1 項に定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に変更案第 35 条(取締役の責任免除)および変更案第 41 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。
 - なお、第 35 条の新設につきましては、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (5) 第一種優先株式の全株が普通株式に転換されましたことから、現行定款第 6 条で規定する当社の発行可能株式総数を減ずるとともに、第 2 章の 2 優先株式について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙に記載のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日(木)
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日(木)

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条) 第 3 条</p> <p style="text-align: center;">(条 文 省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公 告 の 方 法) 第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発 行 す る 株 式 の 総 数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、723,528,000株とし、このうち680,160,000株は普通株式、514,000株は第一種優先株式、7,140,000株は第二種優先株式、35,714,000株は第三種優先株式とする。但し、株式の消却が行われた場合、又は優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(株 券 の 種 類) 第 6 条 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定めるところによる。</p> <p>(1 単 元 の 株 式 の 数 及 び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行) 第 7 条 当社の1単元の株式の数は、全ての種類の株式につき500株とする。 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名 義 書 換 代 理 人) 第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条) 第 3 条</p> <p style="text-align: center;">(現 行 ど お り)</p> <p>(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公 告 の 方 法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発 行 可 能 株 式 総 数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、723,014,000株とし、このうち680,160,000株は普通株式、7,140,000株は第二種優先株式、35,714,000株は第三種優先株式とする。</p> <p>(株 券 の 発 行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単 元 株 式 数 及 び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行) 第 8 条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき500株とする。 2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単 元 未 満 株 式 に つ い て の 権 利) 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株 主 名 簿 管 理 人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式に関する手続、手数料)</p> <p>第9条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行及び単元未満株式の買取請求の取扱い等に関する手続き並びに手数料等については、一般の慣行を参酌して取締役会の定めるところによる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先利益配当金)</p> <p>第10条の2 当社は毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録質権者(以下「第一種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という。)及び第三種優先株式の登録質権者(以下「第三種優先登録質権者」という。)に先立ち、かつ毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)及び第二種優先株式の登録質権者(以下「第二種優先登録質権者」という。)と同順位にて、第一種優先株式1株につき年14円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「第一種優先株式配当金」という。)を支払う。</p> <p>2 ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第一種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 第一種優先株主又は第一種優先登録質権者に対しては第一種優先株式配当金を超えて配当はしない。</p> <p>4 当社は第二種優先株主又は第二種優先登録質権者に対し、普通株主、普通登録質権者、第三種優先株主及び第三種優先登録質権者に先立ち、かつ第一種優先株主及び第一種優先登録質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。</p> <p>5 ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>6 第二種優先株主又は第二種優先登録質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。</p> <p>7 当社は第三種優先株主又は第三種優先登録質権者に対し、普通株主、普通登録質権者に先立ち、かつ第一種優先株主、第一種優先登録質権者、第二種優先株主及び第二種優先登録質権者に劣後して、第三種優先株式1株につき年14円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「第三種優先株式配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先株式配当金)</p> <p>第12条 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>当社は第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第三種優先株主及び第三種優先登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。</p> <p>2 ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。</p> <p>4 当社は第三種優先株主又は第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、かつ第二種優先株主及び第二種優先登録株式質権者に劣後して、第三種優先株式1株につき年14円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「第三種優先株式配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>8 ある事業年度において第三種優先株主又は第三種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第三種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>9 第三種優先株主又は第三種優先登録質権者に対しては第三種優先株式配当金を超えて配当はしない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、<u>第一種優先株主又は第一種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。</u></p> <p>2 当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。</p> <p>3 当社は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主又は第三種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。</p> <p>4 第一種優先株主又は第一種優先登録質権者、第二種優先株主又は第二種優先登録質権者、及び第三種優先株主又は第三種優先登録質権者に対しては、前3項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>5 第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式の残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>(株式の分割又は併合、新株引受権等の付与)</p> <p>第10条の4 当社は、法令に定める場合を除き、<u>第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</u>当社は、<u>第一種優先株主又は第一種優先登録質権者、第二種優先株主又は第二種優先登録質権者、及び第三種優先株主又は第三種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p>(株式の買受)</p> <p>第10条の5 当社は、普通株式、第一種優先株式、第二種優先株式又は第三種優先株式のうち、いずれか一つのみ、二つのみ、もしくは三つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。</p> <p>(株式の消却)</p> <p>第10条の6 当社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、<u>第一種優先株式、第二種優先株式又は第三種優先株式のうち、いずれか一つのみ、二つのみ、もしくは三つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。</u></p> <p>(議決権)</p> <p>第10条の7 <u>第一種優先株主、第二種優先株主及び第三種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(転換予約権)</p> <p>第10条の8 <u>第一種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p>	<p>5 ある事業年度において第三種優先株主又は第三種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第三種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>6 第三種優先株主又は第三種優先登録株式質権者に対しては第三種優先株式配当金を超えて配当はしない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条 (削 除)</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。</p> <p>2 当社は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主又は第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。</p> <p>3 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者、及び第三種優先株主又は第三種優先登録株式質権者に対しては、前2項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>4 第二種優先株式及び第三種優先株式の残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>(株式の分割又は併合、新株引受権等の付与)</p> <p>第14条 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式及び第三種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者、及び第三種優先株主又は第三種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(株式の買受)</p> <p>第15条 当社は、普通株式、第二種優先株式又は第三種優先株式のうち、いずれか一つのみ、二つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。</p> <p>(株式の消却)</p> <p>第16条 当社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式又は第三種優先株式のうち、いずれか一つのみ、二つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第17条 第二種優先株主及び第三種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(転換予約権)</p> <p>第18条 (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 第二種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>3 第三種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(強制転換条項)</p>	<p>(強制転換条項)</p>
<p>第10条の9 当社は、第一種優先株式の転換を請求し得べき期間の末日(以下「第一種優先株式転換基準日」という。)が経過した場合には、<u>商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日において、第一種優先株式を全て、第2項に定める転換の条件に従って算出される数の当会社の普通株式に転換する。</u></p>	<p>第19条 (削 除)</p>
<p>2 第一種優先株式の転換により発行する普通株式数は、<u>第一種優先株式1株の払込金相当額を第一種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が第一種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が第一種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該上限価額で除して得られる数とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>3 当社は、第二種優先株式の転換を請求し得べき期間の末日(以下「第二種優先株式転換基準日」という。)が経過した場合には、<u>商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日において、第二種優先株式を全て、第4項に定める転換の条件に従って算出される数の当会社の普通株式に転換する。</u></p>	<p>当社は、第二種優先株式の転換を請求し得べき期間の末日(以下「第二種優先株式転換基準日」という。)が経過した場合には、<u>会社法第170条の規定による転換の効力発生日において、第二種優先株式を全て、第2項に定める転換の条件に従って算出される数の当会社の普通株式に転換する。</u></p>
<p>4 第二種優先株式の転換により発行する普通株式数は、第二種優先株式1株の払込金相当額を第二種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が第二種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が第二種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を当該上限価額で除して得られる数とする。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>5 当社は、第三種優先株式の転換を請求し得べき期間の末日(以下「第三種優先株式転換基準日」という。)が経過した場合には、<u>商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日において、第三種優先株式を全て、第6項に定める転換の条件に従って算出される数の当会社の普通株式に転換する。</u></p>	<p>3 当社は、第三種優先株式の転換を請求し得べき期間の末日(以下「第三種優先株式転換基準日」という。)が経過した場合には、<u>会社法第170条の規定による転換の効力発生日において、第三種優先株式を全て、第4項に定める転換の条件に従って算出される数の当会社の普通株式に転換する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>6 第三種優先株式の転換により発行する普通株式数は、第三種優先株式1株の払込金相当額を第三種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が第三種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が第三種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を当該上限価額で除して得られる数とする。</p> <p>7 第2項、第4項及び第6項に定める転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>（準用規定） 第10条の10 第12条、第13条、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（定時株主総会、臨時株主総会） 第11条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要のある場合随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（株主総会の招集者） 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。 2 社長に事故のあるとき、又は社長が欠けたときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順に従って他の取締役が招集する。</u></p> <p>（株主総会の議長） 第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当り、社長に事故のあるとき、又は社長が欠けたときは、<u>前条第2項で定めた順に従って他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（株主総会の普通決議） 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によって行う。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>4 (現行どおり)</p> <p>5 第2項及び第4項に定める転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>（準用規定） 第20条 第23条及び第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（定時株主総会、臨時株主総会） 第21条 (現行どおり)</p> <p>（定時株主総会の基準日） 第22条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>（招集権者及び議長） 第23条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。 2 社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第24条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（決議の方法） 第25条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録) 第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席取締役が記名押印し、会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数及び選任) 第17条 当会社に取締役10名以内を置き、株主総会で選任する。</p> <p>2 前項による取締役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任の決議については、累積投票の方法によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役、役付取締役の選任) 第19条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</p> <p>2 業務上必要のあるときは、取締役会の決議により、取締役会長及び社長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となる。取締役会長に事故のあるとき、又は取締役会長が欠けたときは、あらかじめ取締役会で定めた順に従って他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に対して発しなければならない。但し、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行う。可否同数の場合は、議長これを司裁する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第26条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数及び選任) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2 前項による取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第28条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役、役付取締役) 第29条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び社長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第30条 取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故のあるとき、又は取締役会長が欠けたときは、あらかじめ取締役会で定めた順に従って他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第31条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第32条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印し、会社に保存する。</p> <p>(取締役の報酬) 第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数及び選任) 第24条 当会社に監査役4名以内を置き、株主総会で選任する。 2 前項による監査役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第26条 監査役は、互選により、常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集) 第27条 監査役は、互選により、監査役会の招集者を定める。但し、他の監査役が招集することを妨げない。 2 監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発しなければならない。但し、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の議事録) 第28条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印し、会社に保存する。</p> <p>(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会規則) 第33条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役の報酬等) 第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数及び選任) 第36条 (現行どおり) 2 前項による監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第39条 (削 除) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度、決算期)</p> <p>第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、期末に決算を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第31条 利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>2 前項の利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以上